



平成 28 年 6 月 29 日

各 位

会社名 株式会社杉村倉庫

代表者名 取締役社長 柴 山 恒 晴

(コード番号 9307 東証第 2 部)

問合せ先 常務取締役経営企画部長 佐 伯 祐 三

(TEL 06-6571-1221)

株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 29 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社及び子会社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権の発行を行うことを下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権の名称

株式会社杉村倉庫 2016年度新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)

2. 株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社及び子会社の取締役に対する報酬制度に関して当社の業績や株式価値との連動性を強め、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落のリスクまでもを株主の皆様と共有することで、業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とする。

3. 新株予約権発行の概要

(1) 新株予約権の対象者及び人数ならびに新株予約権の個数の算定基準となる額(株式報酬)

当社の取締役	5名	新株予約権の個数の算定基準となる額(株式報酬)の合計	1,735万円
子会社の取締役	4名	新株予約権の個数の算定基準となる額(株式報酬)の合計	975万円

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、1,000 株とする。

なお、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同様とする)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的である株式数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割または併合の比率

また、上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合等、これを調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整をすることができる。

(3) 新株予約権の総数

新株予約権の総数は、(1)に記載の新株予約権の個数の算定基準となる額において、各取締役の株式報酬を、新株予約権の割当日の株価及び行使価額等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルに基づいて算出した新株予約権1個当たりの公正価額をもって、各々除して得られた数（整数未満は四捨五入）の合計とする。

（ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う）

(4) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づいて算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた額は新株予約権の公正価額であり、新株予約権と引換えに払い込む金額とする。

ただし、当社は当社の新株予約権の割当を受ける者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺する。子会社は子会社の新株予約権の割当を受ける者に対し新株予約権の払込金額の総額に相当する報酬の支払債務を負担し、当社が子会社から当該金銭報酬支払債務を引き受けることとした上で、子会社の取締役が当社に対して有する金銭報酬債権をもって相殺する。よって有利発行には該当しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）を1円とし、これに付与個数に対する株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成31年7月16日から平成36年7月15日まで

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得は、認めない。

(9) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、取締役の在職中及び退任後も行使可能とする。ただし、当社取締役会が、正当な理由により行使不可と決議した場合はこの限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合、当社取締役会の承認を得たうえで、法定相続人がこれを行行使することができる。

③その他条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権に関する契約に定めるところによる。

(10) 新株予約権の取得事由

- ①以下の i から v までに定める議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合（株主総会決議が不要の場合には当該議案につき当社取締役会決議又は代表取締役の決定がなされた場合）または株主から当該株主総会の招集の請求があった場合においては、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得する。
 - i. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii. 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - iii. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - iv. 当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更の議案
 - v. 新株予約権の目的である株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得できることについての定めを設ける定款変更の議案
- ②新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ③新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ④前各号に定めるほか、当社取締役会が取得する日を定めるときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得する。

(11) 組織再編時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前述の(2)に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額

に、③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

前述の(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前述の(7)に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑧新株予約権の行使の条件

前述の(9)に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得条項

前述の(10)に準じて決定する。

⑩新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) その他

その他の新株予約権の内容及び細目にわたる事項は、当社取締役会の決議によるものとする。

4. 新株予約権を割り当てる日（割当日）

平成28年7月15日

以上